

酒類販売に関する誓約書

櫛祭本部委員長 殿

以下の項目を承諾し、第57回櫛祭へ参加します。

- 一. 酒類販売団体として、未成年者に酒類の販売を行わず、また未成年者に飲酒させない企画運営をします。
- 一. 酒類販売団体として、酒類販売する際は必ずアルコールパスポートを確認します。
- 一. 参加団体として飲酒に関わる迷惑行為にあたる『コール』や『一气飲み』等はいけません。また、学園内への販売を目的としない酒類の持ち込みは行いません。
- 一. 参加団体として、私達の団体は、飲み過ぎている者には販売しません。また、事前に申請を行っていない酒類の販売は行いません。
- 一. その他、櫛祭本部および管理局が参加団体に行う指導に従います。
- 一. 上記の項目に反する行為をした場合、櫛祭運営の妨げとなる行為をした場合、櫛祭本部が決定する処分に従います。

提出日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

団体名： _____

団体責任者： _____ (印)

(学籍番号： _____)

■本誓約書に関して

- ・本誓約書は第五回総責任者会議で配布したものです。
- ・本誓約書の効果期間は提出日から、第七回総責任者会議までです。
- ・本誓約書を提出しなければ櫛祭での酒類販売は認められません。

■誓約書の記入に関する注意

- ・鉛筆やシャープペンシルではなく、黒色のペンで記入してください。
- ・丁寧に記入してください。
- ・責任者の④は、シャチハタ不可とします。

■誓約書の提出に関する注意

- ・提出は指定した日に「委員長または副委員長、管理局长」へ提出してください。

今年度は『11月5日(月)～11月7日(水)12:30-13:00』です。

- ・提出は責任者がおこなってください。